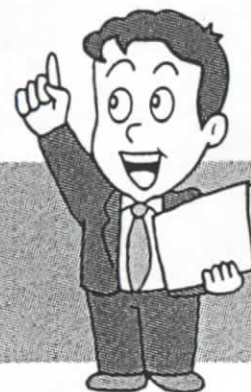


1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

(1) (社)東京法人会連合会 事業課あて電話で申し込んでください。

TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)

(2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。

(3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。

(4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。

(5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名

港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号

TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所

交通: 地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口) 徒歩3分

東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口) 徒歩5分

JR「新橋」駅(烏森口) 徒歩7分

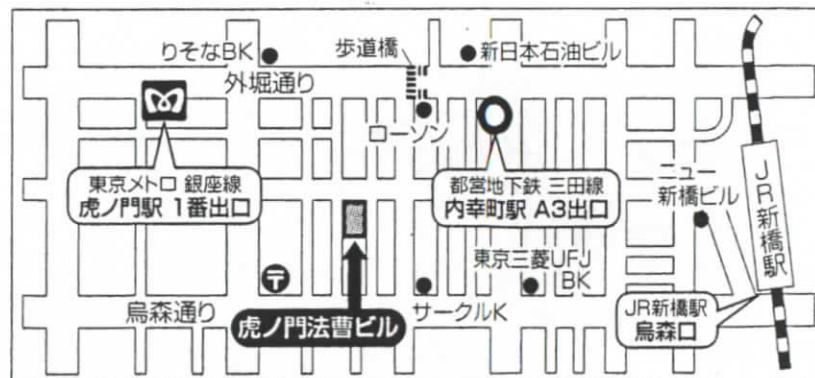
6. その他

● 無料相談時間は1時間までです。

((社)東京法人会連合会が負担します。)

● 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。

● 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (社)東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771